

第7期国分寺市特定保健指導業務委託（単価契約）に係る公募型プロポーザル実施要領

令和8年10月2日

国 分 寺 市

【事務局】

国分寺市健康部健康課事業推進係

担当：物見・萩原・島村・山崎

住所：〒185-8501

東京都国分寺市泉町2-2-18

電話：042-312-8627

E-mail：kenkousuishin@city.kokubunji.tokyo.jp

1 業務の概要

(1) 件名

第7期国分寺市特定保健指導業務委託（単価契約）

(2) 事業目的

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき、平成20年4月より各医療保険者に特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導（以下「保健指導」という。）の実施が義務化されている。

保健指導は、生活習慣病の発症と重症化の予防による健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目的に、特定健診の結果に基づき、生活習慣の改善が必要な者（生活習慣病予備群）に対して内臓脂肪症候群に着目し実施するものである。

上記目的を達成するため、価格以外の提案部分を総合的に評価できるプロポーザル方式により保健指導を行う事業者を選定する。

(3) 業務内容

法に基づき、特定健診の結果により抽出された、保健指導対象者（以下「対象者」という。）に対し、国が示している「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」及び「特定健康診査・保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」に基づく保健指導並びに健康セミナー（以下「セミナー」という。）を行う（詳細は別添「仕様書」を参照）。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和13年3月31日まで

なお、委託業務を継続することが適当でないと認められるときは、契約書に基づき、契約を解除することがある。

(5) 履行場所

国分寺市泉町2-2-18

市内公共施設、対象者の自宅等

※利用者との調整により、利便性の高い市外の施設利用も可能とするが、事前に市の承認を得ること。

(6) 現状の課題等

保健指導は、対象者自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解した上で実践につなげられるよう、専門職が個別に介入する法定義務の保健事業である。対象者の個別性を重視した効果的な保健

指導の実施は、対象者の健康の保持増進や、医療費適正化等の観点から、極めて重要な保険者機能である。現在、市の保健指導実施率は膠着状態であり、その向上のためには、健康指導について幅広い人材による魅力的な内容とすることに加えて、対象者への効果的な参加勧奨や、参加しやすく、途中脱落を防ぐ継続可能な工夫を必要としている。現状では、保健指導に参加した方の終了率は8割以上であることから、参加に無関心な人や関心はあるが躊躇する人の心理に働きかけ、申込者数の増加を図ることが重要である。

価値観や生活実態は様々であり、行動変容を支援していくことは容易ではないが、これらの課題を改善するための事業展開が求められる。

(7) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

32,536千円（消費税及び地方消費税を含む。）

【内訳】

令和8年度 0千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 6,693千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和10年度 10,575千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和11年度 10,575千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和12年度 4,693千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案は上記委託料上限額を超えてはならない。

(8) 実施方法

公募型プロポーザル方式

2 プロポーザルの概要（スケジュール等）

（１）スケジュール

- ・事業者選定スケジュールは以下のとおり（予定）

	項目	期間等
1	①プロポーザル方式等の実施の公表 ②実施要領等の配布 ③企画提案参加意思表明書の提出	令和８年10月２日（金）から 令和８年10月15日（木）午後 ５時まで
2	質問受付	令和８年10月２日（金）から 令和８年10月15日（木）午後 ５時まで
3	質問回答	令和８年10月21日（水）
4	企画提案参加申込書・企画提案書等 受付	令和８年10月22日（木）から 令和８年10月28日（水）午後 ５時まで
5	第一次審査（書類審査）	令和８年11月13日（金）
6	第一次審査結果通知	令和８年11月17日（火）
7	第二次審査説明補足資料受付	令和８年12月９日（水）午後 ５時まで
8	第二次審査（プレゼンテーション）	令和８年12月23日（水）
9	第二次審査結果通知	令和８年12月24日（木）
10	優先交渉権者との協議（提案内容に 基づく仕様書最終調整）	令和９年１月上旬
11	契約締結	令和９年２月中旬

- ・事業スケジュールは以下のとおり（予定）

	項目	期間等
1	実施体制の整備 実施日程の調整、公共施設使用調整 参加勧奨通知・指導用媒体の作成準備	令和８年度
2	参加案内、勧奨、受付 保健指導、セミナーの実施 月次実績、報告 法定報告データの作成、提出 年次報告（評価・分析を含む）	令和９年度～令和12年度

3 公募方法

(1) 公募方法

国分寺市ホームページ、電子調達サービス

(2) 募集期間

令和 8 年10月 2 日（金）から令和 8 年10月15日（木）午後 5 時まで

4 参加資格・実施要領等の配付

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、以下の全ての要件を満たしている者とする。

なお、企画提案参加意思表明書の提出後に参加資格を満たさなくなった場合は、失格とする場合がある。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- ② 国分寺市契約事務規則（昭和40年規則第5号）第35条の規定による資格審査サービスに登録があること。
- ③ 企画提案書等の資料の提出時点で国分寺市競争入札等参加資格者指名停止措置基準（平成12年要綱第7号）に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- ④ 客観的に明らかに経営不振の状態に陥ったと認められる下記ア～オのいずれにも該当しないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てがなされている。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てがなされている。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている又は破産手続中である。

エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。

オ 銀行取引停止処分がなされている。

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑥ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納して

いること

⑦ 社会保険診療報酬支払基金に保健指導機関としての登録をしていること。

(2) 配置実務者の要件等

配置を予定する保健指導及びセミナーの実務者（対象者に対して、実際に保健指導及びセミナーを主として行う者をいう。）は、次のとおりとする。

① 保健指導は下記ア～エいずれかの資格を有する者を配置すること

ア 医師

イ 保健師

ウ 管理栄養士

エ 保健指導に関する一定（3年以上）の実務経験のある看護師

② セミナー実施については、食生活の改善、運動指導に関する専門的知識及び技術を有する者（健康運動指導士等）

(3) 制限事項

応募者1者につき複数の提案は認めない。

(4) 実施要領等の配布

ア 配布期間

令和8年10月2日（金）から令和8年10月15日（木）まで

イ 配布時間

土日祝日を除くものとし、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

ウ 配布場所

〒185-8501 東京都国分寺市泉町2-2-18

国分寺市健康部健康課

※実施要領等は、以下のホームページからも入手することができる。

国分寺市役所ホームページ

(<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/index.html>)

>産業・しごと>事業者のかたへ>発注・入札>プロポーザル方式による入札について【公表中の案件はこちら】>第7期国分寺市特定保健指導業務委託（単価契約）に係る公募型プロポーザル実施

※電子調達サービスのお知らせにも掲載する。

5 企画提案参加意思表明書・参加辞退届の提出

本プロポーザルに参加表明しようとする者は、下記のとおり「企画提案参加意思表明書」（様式第1号）により参加の意思を表明すること。また参加意思を表明した後に参加を辞退する場合は、「参加辞退届」（様式第2号）により辞退の意思を表明すること。

●企画提案参加意思表明書及び参加辞退届の提出

（1）提出方法

持参又は郵送（必着）（書留等により期限内到着を証明できない場合は受け付けられない場合がある。）

（2）提出期限

ア 参加意思表明書 令和8年10月15日（木）

イ 参加辞退届 令和8年10月28日（水）

（3）受付時間

持参の場合は、土日祝日を除くものとし、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（4）提出場所

〒185-8501 東京都国分寺市泉町2-2-18

国分寺市健康部健康課事業推進係 電話042-312-8627

6 質疑・回答

（1）質問書の提出

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、質疑の内容を簡潔に記した「質問書」（様式第3号）を提出すること。

なお、以下による質疑は受け付けない。

ア 電話等口頭での質疑

イ （3）の期間外の質疑

ウ 実施要領等に記載されていない事項に関する質疑

（2）提出方法 事務局まで電子メールにより行うものとする。

※提出後に、事務局に電話連絡し到達確認を行うこと。

（3）提出期間 令和8年10月2日（金）から令和8年10月15日（木） 午後5時まで（必着）

（4）提出先 国分寺市健康部健康課事業推進係

電子メールアドレス：

kenkousuishin@city.kokubunji.tokyo.jp

- (5) 回答方法 令和8年10月21日（水）までに、市ホームページに掲載する（回答には事業者名を表示しないものとする）。

7 企画提案参加申込書等の提出

本プロポーザルに企画提案をしようとする者は、5により参加意思表示をした上で、以下のとおり企画提案参加申込書等の書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

次に掲げる書類等に必要事項を記入し、押印の上、指定された部数を提出すること。用紙はA4版、横書きを基本とし、ページ番号をつけること。

なお、完備されていない書類は一切受け付けない。

書類名称	提出媒体	
	紙部数	電子媒体
企画提案参加申込書（様式第4号）	1部	
企画提案書（様式第5号） ※1 添付資料 事業者概要（様式第6号） 契約実績届出書（様式第7号） ※2 保健指導実施統括者実績（様式第8号） 見積書（様式第9号） ※3	正1部 副12部	○ (PDF版)
直近の法人事業税（地方法人特別税を含む） の納税証明書・納税証明書その1（法人 税）・納税証明書その1（消費税及び地方消 費税）	各1部	

※1 正本には事業者名を記載し、副本には一切記載しないこと。また、提案内容で事業者名が推測できるような記載は避けること。

※2 令和5年度から令和7年度までの間に地方公共団体等から委託された同種業務の契約内容を記載すること。また、契約書の写しを提出すること。

※3 見積書は、仕様書等をもとに積算し記載すること。見積書の金額が委託料上限額と各年度の内訳を超過した場合は失格とする。

※4 参加者の責務によらない社会的経済的動向等の経費変動リスクについては、契約締結後の協議により勘案するものであることから、参考見積額に含めないこと。

(2) 提出書類等の作成に関する留意事項

電子媒体のデータは、PDFファイルによるものとし、CD-R又はDVD-Rの媒体1枚にまとめて提出するものとする。

(3) 提出上の留意事項

ア 5に規定する企画提案参加意思表明書が提出されていない者の、企画提案参加申込書等は受け付けない。

イ 様式は本実施要領によることとし、様式に合致しない場合は、受け付けない。

ウ 企画提案書を受け付けた後は、その追加及び修正は認めない。ただし、市が必要と認める場合は、追加の資料提出を求める場合がある。

エ 企画提案に係る資料の著作権は、それぞれの提出者に帰属する。ただし、本プロポーザルに関して、市が必要と認める場合には、提出された書類等を使用できることとする。

オ 事務局は、事業者選定の作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。

カ 提出された書類等の返却は行わない。

(4) 提出方法

持参又は郵送（必着）（書留等により期限内到着を証明できない場合は受け付けられない場合がある。）

(5) 提出期限

令和8年10月28日（水）午後5時まで

(6) 受付時間

持参の場合は、土日を除くものとし、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(7) 提出場所

〒185-8501 東京都国分寺市泉町2-2-18

国分寺市健康部健康課事業推進係 電話042-312-8627

8 審査方法及び審査結果の公表

(1) 審査

選定に係る審査は、第一次審査及び第二次審査とし、「国分寺市特定保健指導委託事業者選定審査会」（以下「審査会」という。）が行う。

(2) 選定方法

提出された書類を第一次審査で採点方式により審査した後、第二次審査においてプレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑で総合的に評価し、本件業務の委託についての優先交渉権者を選定する。

ア 第一次審査

ア) 第一次審査は、7の書類を提出した者（以下「提出者」という。）のうちから、書類審査により第二次審査対象となる者を選考する。この場合、第一次審査の配点の6割以上の得点があることを条件とする。

イ) 選定者数は、得点の高い順に上位3者以内とする。3位の得点が2者以上となった場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査会の決定によるものとする。

ウ) 審査会の会議は、非公開とする。

エ) 第一次審査終了後、提出者全てに対して令和8年11月17日（火）以降に第一次審査結果通知書（様式第10号）により通知する。イ)により上位3位以内に選定された者には第一次審査終了後、第一次審査結果通知書の送付に先駆けて電話又は電子メールで連絡する。

オ) 公平性の確保のため、第一次審査は提案書に提出者名を記載せず、整理番号にて審査を行う。

イ 第二次審査での説明補足資料の使用及び提出

第二次審査では、事業者は7で提出した書類のほかに、補足資料を使用することができる。当該資料の説明に際しては、事業者において用意したパソコン、プレゼンテーション用ソフト等を使用することができる。なお、65インチ液晶モニターHDMIケーブル、USBケーブルは市において用意ができる。液晶モニターと審査員までの距離は4メートル程度あるため、資料の作成に当たっては、当該距離を考慮し、見やすく分かり易いものとなるよう留意すること。

説明補足資料の作成・提出は以下のとおりとする。

ア) 提出書類

紙媒体で12部、電子媒体（CD-R又はDVD-R）で1枚提出すること。

イ) 作成方法

企画提案書の内容を変更してはならない。媒体ごとの作成方法は次のとおりとする。

① 紙媒体

A 4判、横書きを基本とし、ページ番号をつけること。

※説明補足資料の1枚目に、「提出書類受領書」にある整理番号を右下に20ポイントで記載すること。

※事業者名等提出者を特定できるような記載を行わないこと。

② 電子媒体

紙媒体と条件を同じとし、プレゼンテーション用ソフト等による作成を可能とする。

※動画は不可。

※PDFファイル化したものを、CD-R又はDVD-Rにて提出すること。

ウ) 提出方法

持参又は郵送（必着）（書留等により期限内到着を証明できない場合は受け付けられない場合がある。）

エ) 提出期限

令和8年12月9日（水）

オ) 受付時間

持参の場合は、土日祝日を除くものとし、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

カ) 提出場所

〒185-0024 東京都国分寺市泉町2-2-18

国分寺市健康部健康課事業推進係 電話042-312-8627

ウ 第二次審査

事業者ごとに入替え制で実施する。参集場所、時間等の詳細は、対象となった事業者に対して第一次審査結果通知書に同封する。

ア) 内容

- ① プレゼンテーション20分
- ② デモンストレーション10分

場面設定：保健指導の対象者へ郵送で事業利用通知発送後、利用申込み及び利用辞退届の提出がない者へ、電話で再参加勧奨する場面を実施すること。

対象者1：行動変容ステージ「関心期」の対象者へ5分

対象者2：行動変容ステージ「無関心期」の対象者へ5分

- ③ 質疑応答10分

イ) プレゼンテーション実施者

プレゼンテーション実施者は、保健指導実施統括者とする（機器の操作等補助者は2人以内とする。）。

ウ) 事業者名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないこと。

エ) 審査会の会議は、非公開とする。

(3) 優先交渉権者、次席者選定方法

第一次審査及び第二次審査の合計得点の最も高い者を優先交渉権者として選定し、次点の者を次席者として選定する。この場合、第一次審査、第二次審査ともに6割以上の点数であることを条件とする。

なお、合計得点が同点である者が2者以上となった場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査会の決定によるものとする。

(4) 審査結果の通知・公表

審査会終了後、結果を令和8年12月24日（木）（予定）（第二次審査結果通知書（様式第11号））により電子メールで通知する。併せて、本件契約締結後、市のホームページで次の内容を公表する。なお、国分寺市情報公開条例第9条の規定に該当する恐れがある資料については、公表しない。ただし、同条第2号又は第3号に該当する情報については、契約締結事業者の了承を得た場合のみ公表する。

ア プロポーザル実施要領

イ 第7期国分寺市特定保健指導業務委託（単価契約）仕様書

ウ 契約締結事業者の企画提案書

エ 審査結果の集計

(5) 審査結果に係る説明

優先交渉権者にならなかった者は、その理由について結果説明願（様式第12号）により、説明を求めることができる。契約締結後、市から連絡する。

※（３）の次席者が、結果説明願を提出した後に、契約の交渉権者となった場合は、当該結果説明願は、取り下げられたものとみなす。

ア 提出方法

持参又は郵送（必着）（書留等により期限内到着を証明できない場合は受け付けられない場合がある。）

※郵送の場合は、発送後、事務局に電話連絡すること。

イ 提出期限

令和９年１月８日（金）まで

ウ 受付時間

持参の場合は、閉庁日を除くものとし、午前８時30分から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。

エ 提出場所

〒185-8501 東京都国分寺市泉町２－２－18

国分寺市健康部健康課事業推進係 電話042-312-8627

（６）失格事項

次に該当する者は、失格とする。

ア 企画提案参加意思表明書が提出されていない者

イ 参加資格がなく提出書類を提出した者

ウ 提出書類の作成及び提出方法、提出期限を守らない者

エ 許容された表現以外の表現方法が用いられている者

オ 提出書類等に関し提案者が判別できるようにした者

カ 第三者の著作権を侵害する提案をした者

キ 審査において、指定された時間に遅れた者

ク 審査会委員又は事務局関係者に対し本計画に関する不正な接触を求めた者

ケ 提出書類等、本プロポーザルに関して虚偽の事実が判明した者

コ その他、審査会が不適格と認めた者

サ 見積書の金額が委託料上限額を超過した者

9 審査項目（評価基準）

（１）第一次審査及び第二次審査の評価項目等

ア 第一次審査

評価項目及び評価内容

評 価 項 目		評 価 内 容
業務評価	(1) 市区町村国保等における過去事業受託実績	市区町村国保等における保健指導事業受託件数
	(2) 受託業務の評価実績	市区町村国保等における保健指導業務の評価
	(3) 業務執行の確実性	保健指導実施統括者実績件数
	(4) 安全管理体制・危機管理体制	苦情対応、事故、災害発生時の対応が組織的に整備されている
	(5) 個人情報保護管理体制	個人情報保護対策が組織的に整備されている
価格評価	(6) 本業務に係る見積価格	本事業の見積価格の妥当性

イ 第二次審査
評価項目及び評価内容

評 価 項 目		評 価 内 容
内容評価	(1) 事業の受託に対する姿勢と意欲	・意欲的であり、自治体における保健指導の目的や業務全般を理解していること
	(2) 業務遂行体制	・業務遂行体制の妥当性 ・保健指導の実施にあたり、実施者の人材と質の確保がなされていること
	(3) 業務提案内容	・参加・利用したくなるような優れた参加勧奨方法の工夫があること ・保健指導プログラム内容について、多様な工夫がなされていること ・保健指導教材・指導ツール等に魅力的で保健指導の効果を高める工夫があること ・参加継続への工夫が優れていること ・事業評価の仕組みが優れていること
シ ョ ン デ モ ン ス ト レ ー	(4) 業務の実演	・利用者にとって質の高い参加勧奨ができること
ヒ ア リ ン グ	(5) 業務理解度	・市の現状の課題や事業の内容を理解し、的確に質問に回答していること

(2) 参加に係る費用

プロポーザル企画提案書等の作成に要した一切の費用は、提出者の負担とする。

10 その他

(1) 契約方法

ア 優先交渉権者との契約の流れ

市は、優先交渉権者に選定された者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させる。

イ 契約交渉及び見積書の提出

市は、優先交渉権者と契約交渉を行い、見積徴収を行う。

ウ 優先交渉権者と合意に至らなかった場合

優先交渉権者と契約条件等で合意に至らなかった場合、審査終了後に失格事項に該当することが判明した場合、その他 4

(1) の参加資格に抵触することが判明した場合には契約締結を行わないこととし、次席者と契約締結の交渉を行う。

エ 業務委託契約に関する事項

契約は、国分寺市契約事務規則の規定による。

(2) その他

ア 本プロポーザルに提出された書類は、提出後における内容の変更を認めない。

イ 本プロポーザルにおいて、適切に提出され、受け付けられた書類については、市から提出書類受領書（様式第13号）を交付する。

ウ 本募集は、1 者以上をもって成立とする。第一次審査及び第二次審査の合計点数の最も高い者を優先交渉権者とする。この場合、第一次審査、第二次審査ともに 6 割以上の点数であることを条件とする。

エ 市は、提案書について国分寺市情報公開条例（平成11条例第33号）（以下「条例」という。）に基づく申請があった場合、条例に基づき判断する。

オ 提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。

カ 提出された書類等一式は、返却しない。

キ 提案書に記載された総括者、主任担当者は、病休・退職・死亡など極めて特別な理由を除き変更することはできない。変更することがやむを得ない場合は、市の承諾を得ること。

ク 契約締結事業者は市のホームページで公開する。

- ケ 本プロポーザルに係る提出書類の著作権は、提出者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関して、市が必要と認める場合には、提出された書類等は無償で利用できることとする。
- コ 本プロポーザルの作成のために市から受領した資料は、市の了解なく公表・使用することはできない。
- サ 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作権に関する責めは使用した提出者が全て負うこと。
- シ 審査結果についての異議申立ては認めない。
- ス 企画提案参加意思表明書の提出後、企画提案参加申込書等が提出されない場合は辞退とみなす。